



2026年 3月 2日
第163号

JR 東労組 Yokohama

JR東労組横浜地本

発行人 梶田 優一

編集 情宣 担当

ホームページ

<http://www.jreu-yokohama1.jp/>



横地申
第22号

「JR東日本グループのさらなる飛躍に向けた
新たな組織と働き方について」に関する基本申し入れ

**1期日目(2026/2/27)団体交渉を行うも1項で中断！
会社としての規程が決まっていないうして回答できず！**



1. 一事業場の考え方として事業場区分が示されたが、系統の特情と職場実態を踏まえた審議や巡視が困難となることから、安全衛生委員会の設置および衛生管理者の配置については、各作業場所単位とすること。また、安全衛生委員会の審議に要する時間については制約しないこと。

(回答) 安全衛生委員会については、関係法令等に基づき、各事業場単位で適切に行っていく考えである。

【主な会社側の主張】

- ・“会社として”規程が決まっていないうので、各事業場の安全衛生委員会の人数も決められない。
- ・規程が決まっていないうので明言できない、示せない。
- ・誰を安全衛生委員会の委員長に指定するかも決まっていないう。

組合

決まっていないう中で考えを示したということか？

会社

その通り、現時点で考えていることを示している。

何のための団体交渉なの！？

**交渉開催日を決めておきながら、施策内容は何も決まっていないう！！
これを不誠実と言わずして何と云うのか！？**

2期日目の交渉は3月5日13:00から開催します！